

法人だより

No. 195



創造の森キャンプ場（表紙説明はP.22）

（一社）高崎法人会
令和7年度 定時総会概要報告

（一社）高崎法人会
令和8年度 税制改正要望意見書

ローリングストック法って？
南海トラフ巨大地震に備えて

第16回税に関する絵はがきコンクール
優秀作品紹介

高崎税務署管内 税務協力団体

 一般社団法人 高崎法人会

高崎地区会 渋川地区会 安中地区会 群馬地区会
吉岡地区会 榛東地区会 子持地区会 倉渕地区会

榛名地区会 松井田地区会 伊香保地区会 箕郷地区会
新町地区会 北橘地区会 赤城地区会 吉井地区会

9月

●9月10日

- 1 8月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付

●9月30日

- 2 7月決算法人の確定申告〈法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税〉
- 3 1月、4月、7月、10月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告〈消費税・地方消費税〉
- 4 法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告〈消費税・地方消費税〉
- 5 1月決算法人の中間申告〈法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税〉(半期分)
- 6 消費税の年税額が400万円超の1月、4月、10月決算法人の3月ごとの中間申告〈消費税・地方消費税〉
- 7 消費税の年税額が4,800万円超の6月、7月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告(5月決算法人は2か月分)〈消費税・地方消費税〉

10月

●10月10日

- 1 9月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付

●10月15日

- 2 特別農業所得者への予定納税基準額等の通知

●10月31日

- 3 8月決算法人の確定申告〈法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税〉
- 4 2月、5月、8月、11月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告〈消費税・地方消費税〉
- 5 法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告〈消費税・地方消費税〉
- 6 2月決算法人の中間申告〈法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税〉(半期分)
- 7 消費税の年税額が400万円超の2月、

5月、11月決算法人の3月ごとの中間申告〈消費税・地方消費税〉

- 8 消費税の年税額が4,800万円超の7月、8月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告(6月決算法人は2か月分)〈消費税・地方消費税〉

●10月中において市町村の条例で定める日

- 9 個人の道府県民税及び市町村民税の納付(第3期分)

11月

●11月10日

- 1 10月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付

●11月17日

- 2 所得税の予定納税額の減額申請

●12月1日

- 3 所得税の予定納税額の納付(第2期分)
- 4 特別農業所得者の所得税の予定納税額の納付
- 5 9月決算法人の確定申告〈法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税〉
- 6 3月、6月、9月、12月決算法人・個人事業者の3月ごとの期間短縮に係る確定申告〈消費税・地方消費税〉
- 7 法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告〈消費税・地方消費税〉
- 8 3月決算法人の中間申告〈法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税〉(半期分)
- 9 消費税の年税額が400万円超の3月、6月、12月決算法人・個人事業者の3月ごとの中間申告〈消費税・地方消費税〉
- 10 消費税の年税額が4,800万円超の8月、9月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告(7月決算法人は2か月分)〈消費税・地方消費税〉

●11月中において都道府県の条例で定める日

- 11 個人事業税の納付(第2期分)

※ 税を考える週間…11月11日～17日

12月

●12月10日

- 1 11月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額・納期の特例を受けている者の住民税の特別徴収税額(6月～11月分)の納付

●本年最後の給与の支払を受ける日の前日

- 2 給与所得者の基礎控除申告書兼配偶者控除等申告書兼所得金額調整控除申告書・保険料控除申告書・住宅借入金等特別控除申告書の提出
提出先…給与の支払者経由、その給与に係る所得税の納税地の所轄税務署長

●本年最後の給与の支払をするとき

- 3 給与所得の年末調整

●翌年1月5日

- 4 10月決算法人の確定申告〈法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税〉
- 5 1月、4月、7月、10月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告〈消費税・地方消費税〉
- 6 法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告〈消費税・地方消費税〉
- 7 4月決算法人の中間申告〈法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税〉(半期分)
- 8 消費税の年税額が400万円超の1月、4月、7月決算法人の3月ごとの中間申告〈消費税・地方消費税〉
- 9 消費税の年税額が4,800万円超の9月、10月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告(8月決算法人は2か月分)〈消費税・地方消費税〉

●12月中において市町村の条例で定める日

- 10 固定資産税(都市計画税)の第3期分の納付

目次

税務カレンダー	1
令和7年度定時総会概要報告	2
新税務署長着任挨拶・高崎税務署人事異動	5
表彰受賞者紹介	6
令和8年度税制改正に関する提言	7
小学生の税に関する絵はがきコンクール優秀賞・女性部会賞作品紹介	11
最近の話題から	
ローリングストック法って?南海トラフ巨大地震に備えて	13
部会だより	14

会員企業紹介・地区会だより	15
税理士会コーナー	
参院選の結果を受けて、消費税議論の行方は	17
群馬県からのお知らせ	18
税務署コーナー	
源泉所得税のキャッシュレス納付体験・電子納税証明書をスマホで	19
会計・請求業務のデジタル化にあたって	20
新会員・部会員紹介・下期税務説明会のご案内	21
お知らせ・表紙説明	22

総会 概要報告



川崎会長

令和7年度一般社団法人高崎法人会 定時総会を、去る5月26日（月）午後4時より、ホテルグランビュール高崎にて開催し、下記の議案及び報告事項が承認、報告されました。

挨拶の中で川崎会長は、会長再任にあたり今後2年間の目標として、会員増強について、都合による退会の減少に注力すること、また、8年度の社団化40周年に向けて準備を進めること、新たに本会事業に加わった健康経営プロジェクト

トについて、まずは周知に努め会として推進すること、各種研修会を充実させることの4つの目標を掲げました。

○議案を承認

議案第1号

令和6年度収支決算承認の件

（令和6年度収支決算に
関する監査報告）

議案第2号

任期満了に伴う役員改選の件

○報告事項

① 令和6年度事業報告

② 令和7年度事業計画及び
収支予算

議案第2号では任期満了に伴う役員の改選が提案され承認されました。

新しく理事に就任された方は、花井好機氏（高崎）、熊井戸浩一氏（高崎）、小濱隆氏（高崎）、朝比奈浩治氏（渋川）、戸塚尚氏（渋川）、町田勉氏（渋川）、後閑泰司氏（群馬）、清水篤志氏（群馬）、大森隆博氏（伊



○表彰等

香保）、関口征治氏（伊香保）、後閑英征氏（箕郷）、小林久行氏（榛東）、宮下好史氏（倉淵）、赤地耕太郎氏（北橋）、木暮真二氏（赤城）、市川和久氏（吉井）、竹内歳雄氏（青年）、雲敦史氏（税理士会）、の18名です。

新任監事は、江原克典氏（税理士会）となります。

総会終了後、直ちに臨時理事会が開催され、川崎信行理事が会長に、他12名が副会長に選任されました。

再任・役職変更等につきましては、HPにて役員名簿をご確認ください。

議事終了後、表彰式が行



田中高崎税務署長（当時）

○高崎税務署長、高崎市長、税理士会高崎支部長が祝辞

ご臨席いただいた多数のご来賓を代表して、田中高崎税務署長、富岡高崎市長、雲税理士会高崎支部長よりご祝辞を頂戴しました。

われ、役員等功労者表彰、組織充実功労地区会表彰、組織充実功労者表彰、厚生制度推進功労者感謝状贈呈、優良経理担当者表彰を行いました。

また、高崎税務署より、高崎税務署長感謝状、高崎行政県税事務所より、高崎行政県税事務所長感謝状の贈呈が行われました。

さあ、保険の新たな元へ。
T&D 保険グループ

その安心で、
企業とともに未来をつくる。

DAIDO 大同生命

群馬支社/群馬県前橋市南町3-9-5(大同生命前橋ビル4F)
TEL 027-223-5260



貸借対照表

—令和7年3月31日現在—

(単位：円)

科 目	当年度	前年度	増減
I 資産の部			
1. 流動資産			
普通預金	30,202,722	30,551,159	△348,437
流動資産合計	30,202,722	30,551,159	△348,437
2. 固定資産			
(1) 基本財産			
定期預金	7,000,000	7,000,000	0
基本財産合計	7,000,000	7,000,000	0
(2) 特定資産			
社会貢献活動引当資産	200,252	200,248	4
周年行事引当資産	1,368,051	1,068,033	300,018
退職給付引当資産	7,055,927	7,352,851	△296,924
財政調整引当資産	5,000,000	5,000,000	0
事務所移転引当資産	200,002	100,000	100,002
地区会・部会引当資産	5,977,712	5,777,626	200,086
特定資産合計	19,801,944	19,498,758	303,186
(3) その他固定資産			
什器備品	40,048	40,048	0
電話加入権	155,784	155,784	0
保証金	2,299,000	2,299,000	0
その他固定資産合計	2,494,832	2,494,832	0
固定資産合計	29,296,776	28,993,590	303,186
資産合計	59,499,498	59,544,749	△45,251
II 負債の部			
1. 流動負債			
預り金	541,901	561,350	△19,449
流動負債合計	541,901	561,350	△19,449
2. 固定負債			
退職給付引当金	7,055,927	7,352,851	△296,924
固定負債合計	7,055,927	7,352,851	△296,924
負債合計	7,597,828	7,914,201	△316,373
III 正味財産の部			
1. 基金			
基金	0	0	0
2. 指定正味財産			
指定正味財産合計	0	0	0
3. 一般正味財産			
(1) 代替基金	0	0	0
(2) その他一般正味財産	51,901,670	51,630,548	271,122
一般正味財産合計	51,901,670	51,630,548	271,122
(うち基本財産への充当額)	(7,000,000)	(7,000,000)	(0)
(うち特定資産への充当額)	(12,746,017)	(12,145,907)	(600,110)
正味財産合計	51,901,670	51,630,548	271,122
負債及び正味財産合計	59,499,498	59,544,749	△45,251

令和6年度正味財産増減計算書

—令和6年4月1日～令和7年3月31日—

(単位：円)

科 目	当年度	前年度	増減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
基本財産運用益	119	119	0
特定資産運用益	3,416	246	3,170
受取会費	26,058,000	26,676,000	△618,000
事業収益	653,000	709,000	△56,000
受取補助金等	18,400,300	18,632,900	△232,600
受取負担金	7,938,700	7,207,800	730,900
雑収益	790,979	966,479	△175,500
【経常収益計】	53,844,514	54,192,544	△348,030
(2) 経常費用			
事業費	46,193,880	48,553,022	△2,359,142
(税の啓発活動事業)	5,295,057	6,013,759	△718,702
(税務経営支援事業)	158,400	158,400	0
(地域社会貢献事業)	2,573,894	2,787,118	△213,224
(会員増強事業)	376,062	297,600	78,462
(会員支援事業)	852,566	1,033,978	△181,412
(地区会・部会支援事業)	13,779,513	14,484,185	△704,672
(按分共通費用)	23,158,388	23,777,982	△619,594
管理費	7,379,512	7,918,383	△538,871
【経常費用計】	53,573,392	56,471,405	△2,898,013
【当期経常増減額】	271,122	△2,278,861	2,549,983
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益	0	0	0
【経常外収益計】	0	0	0
(2) 経常外費用	0	0	0
【経常外費用計】	0	0	0
【当期経常外増減額】	0	0	0
【当期一般正味財産増減額】	271,122	△2,278,861	2,549,983
【一般正味財産期首残高】	51,630,548	53,909,409	△2,278,861
【一般正味財産期末残高】	51,901,670	51,630,548	271,122
II 指定正味財産増減の部			
受取補助金等	16,252,100	16,173,100	79,000
一般正味財産への振替額	△16,252,100	△16,173,100	△79,000
【当期指定正味財産増減額】	0	0	0
【指定正味財産期首残高】	0	0	0
【指定正味財産期末残高】	0	0	0
III 正味財産期末残高	51,901,670	51,630,548	271,122

経営を取り巻く様々なリスクから企業を守る!



Business Guard

AIG損害保険株式会社 群馬支店
TEL. 027-223-5771

政府労災の上乗せ補償
ハイパー任意労災
(業務災害総合保険)

火災と地震災害に備える
**プロパティガード
+ 企業地震保険**
(企業財産保険 財物損害補償特約等)

企業向け第三者賠償責任保険
オールスターズ
ALL STARS
(事業賠償・費用総合保険)

個人情報の漏えい事故対策
情報漏えいガード
(個人情報漏洩保険)

22-073003

令和7年度収支予算書

－令和7年4月1日～令和8年3月31日－

(単位：円)

科 目	予算額	前年度	増減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
基本財産運用益	1,000	1,000	0
特定資産運用益	1,000	1,000	0
受取会費	26,500,000	27,000,000	△500,000
事業収益	675,000	760,000	△85,000
受取補助金等	17,783,300	17,817,300	△34,000
受取負担金	8,540,000	10,210,000	△1,670,000
雑収益	921,000	871,000	50,000
【経常収益計】	54,421,300	56,660,300	△2,239,000
(2) 経常費用			
事業費	53,211,800	55,176,100	△1,964,300
(税)の啓発活動事業	6,620,000	6,170,000	450,000
(税務経営支援事業)	160,000	160,000	0
(地域社会貢献事業)	2,310,000	2,510,000	△200,000
(会員増強事業)	570,000	540,000	30,000
(会員支援事業)	1,050,000	1,110,000	△60,000
(地区会・部会支援事業)	18,020,000	20,300,000	△2,280,000
(按分共通費用)	24,481,800	24,386,100	95,700
管理費	8,058,200	8,563,900	△505,700
【経常費用計】	61,270,000	63,740,000	△2,470,000
【当期経常増減額】	△6,848,700	△7,079,700	231,000
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益	0	0	0
【経常外収益計】	0	0	0
(2) 経常外費用	0	0	0
【経常外費用計】	0	0	0
【当期経常外増減額】	0	0	0
【当期一般正味財産増減額】	△6,848,700	△7,079,700	231,000
【一般正味財産期首残高】	51,901,670	51,630,548	271,122
【一般正味財産期末残高】	45,052,970	44,550,848	502,122
II 指定正味財産増減の部			
受取補助金等	16,414,600	16,252,100	162,500
一般正味財産への振替額	△16,414,600	△16,252,100	△162,500
【当期指定正味財産増減額】	0	0	0
【指定正味財産期首残高】	0	0	0
【指定正味財産期末残高】	0	0	0
III 正味財産期末残高	45,052,970	44,550,848	502,122

表彰・感謝状

受賞者紹介

◎役員等功労者表彰(10名)

横田裕正(高崎)、永井勇
(渋川)、櫻井美由紀(安
中)、高見澤昌(安中)、草
野善晴(群馬)、神保俊郎
(群馬)、原澤一仁(吉岡)、
春山和久(吉岡)、古井戸
健治(新町)、鈴木明弘(吉
井)

◎組織充実功労地区会表彰

(1地区会)

「5年連続70%台維持」

伊香保地区会

◎組織充実功労者表彰(2名)

「5社以上」

山本翔真(AIG)

「3社以上」

池田こずえ(大同)

◎厚生制度

推進功労者感謝状(9名)

関口千夏(大同)、外所麗
子(大同)、茂木和美(大
同)、菅谷啓一(AIG)、
南雲正(AIG)、本澤凌
(AIG)、井田司(アフ
ラック)

◎優良経理担当者表彰(9名)

「特別表彰」

関吉弘(高崎)、中澤友紀
(高崎)、佐藤恭子(渋川)、
霜垣達弥(渋川)、井田左
智子(箕郷)、加藤美紀(箕
郷)

「一般表彰」

浦野友梨佳(高崎)、青柳
裕美(高崎)、清水真澄(箕
郷)
(地区会別・五〇音順 敬称略)



「生きる」を創る。

Aflac



法人会がん保険制度
法人会医療保険制度



アフラックは、1983年より

「法人会福利厚生制度」を受託しています。

あなたの一生に寄りそう保険会社として、約束します。
お客様ひとりひとりが創る、自分らしく充実した人生。
アフラックは、そのお手伝いをする存在であり続けます。

〈引受保険会社〉

アフラック 群馬支社

法人会フリーダイヤル ☎ 0120-876-505

※今後の対応は担当の募集代理店が行います。

着任のごあいさつ

高崎税務署長 中村孝志



この度の人事異動で、関東信越国税局課税第二部酒類業調整官から高崎税務署長に着任いたしました中村でございます。

出身は長野県で、群馬県の勤務は、平成23年の前橋税務署での勤務以来となります。時間が許す限り管内の魅力を肌で感じたいと思っておりますので、前任の田中同様よろしくお願い申し上げます。

川崎会長をはじめ、一般社団法人高崎法人会の皆様方には、日頃より税務行政の円滑な運営に対し、ご理

解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

高崎法人会におかれましては、「よき経営者を目指すものの団体」として、税知識の普及や納税意識の高揚を図るための啓発活動に熱心に取り組まれ、また、税のオピニオンリーダーとして申告納税制度の維持・発展と税務行政の円滑な運営に大きな役割を果たしておられます。

特に、税に関する研修会の開催や自主点検チェックシートを活用した企業のコンプライアンス向上への取組を通じて、会員の積極的な自己啓発を支援し、企業の健全な発展に貢献されています。

さらに、租税教室や税に

関する絵はがきコンクールなどの事業活動は私どももいたしましても大変心強く感じており、皆様のご理解ご協力の賜物であると、深く敬意を表す次第であります。

さて、国税当局では、「納税者の利便性の向上」、「課税・徴収事務の効率化・高度化等」、「事業者のデジタル化促進」の3つの柱に基づいて、税務行政のデジタルトランスフォーメーション（DX）の更なる推進に取り組んでおります。

会員の皆様方におかれましては、税務行政のDX推進の趣旨にご賛同いただき、添付書類を含めたe-Tax（ALL e-Tax）や年末調整手続の電子化、キャッシュレス納付の積極的な利用と併せて、会計・税務のデジタル化を含めた様々な側面から業務のデジタル化をご検討いただきますようお願い申し上げます。

中村署長略歴

平成30年7月	土浦税務署 副署長
令和2年7月	関東信越国税局 課税第二部 酒類業調整官（浦和税務署派遣）
令和3年7月	関東信越国税局 課税第二部 統括国税調査官（酒税担当）
令和4年7月	潮来税務署署長
令和5年7月	関東信越国税局 課税第二部 酒類業調整官
令和7年7月	高崎税務署署長

結びに当たり、一般社団法人高崎法人会の益々のご発展と、会員の皆様方のご健勝、ご繁栄を祈念いたしまして、着任のあいさつとさせていただきます。

高崎税務署の人事異動

新幹部職員等（法人会関係部署）（敬称略）

職 名	氏 名	前 任 署 等
署 長	中 村 孝 志	関東信越国税局 課税第二部 酒類業調整官
副署長（管理・徴収・法人担当）	巽 邦 泰	仙台国税局 総務部 会計課 課長補佐
副署長（総務・個人・資産担当）	浅 間 智 美	留任
総 務 課 長	入 江 実 香	関東信越国税局 課税第一部 個人課税課 課長補佐
法人課税第一部門統括官	池 田 さと子	留任
法人課税第一部門 上席調査官（法人会担当）	高 橋 浩 二	高崎税務署 法人課税第五部門 上席国税調査官

去る7月10日付で高崎税務署の定期人事異動がありましたので、ご案内いたします。

表彰等受賞者紹介

高崎税務署長感謝状

町田 久



相談役・前副会長
㈱渋谷川製作所

森田 繁



相談役・前副会長
㈱古久家旅館

柳澤 佳雄



相談役・前副会長
エスビック㈱

高柳 正行



相談役・前副会長
㈱メンズショップ三峰

真塩 博人



相談役・前理事
㈲真企画

牧野 茂実



相談役・前理事
牧野酒造㈱

粕川 良行



相談役・前理事
芙蓉建設㈱

大野 育夫



前理事
飛鳥工業㈱

杉浦 芳郎



前理事
杉浦紙工㈱

豊泉 幸雄



前理事
㈱豊田園

堀越 芳春



前理事
江木食品工業㈱

須田 誠一



前理事
ホクブ㈱

高崎行政県税事務所長感謝状

静 朋人



理事
㈱並木

三澤 俊之



理事
㈱クオーレ

清水 威



副会長
サンエス工業㈱

静 朋人



理事
㈱並木

全法連功労者表彰

竹中 隆



監事
㈱竹中組

関口 朋克



副会長
東栄電工㈱

田口 恵一



理事
㈲田口不動産

竹内 一普



理事
㈱プリエッセ

県法連功労者表彰

（表彰等の栄誉に浴された役員の皆様を）紹介いたします。
（敬称略・順不同）

令和8年度 税制改正に関する提言

高崎法人会・税制委員会では会員の声を基に令和8年度向け税制改正に関する提言を取り纏めました。

この提言は、群馬県法人会連合会、全国法人会総連合を経て、全国70万社の法人会会員企業の声として取り纏められます。

1、はじめに

わが国企業を取り巻く経営環境

2025年から2026年の世界経済成長率は3.3%と予想されており、過去(2000年〜2019年)の平均である3.7%を下回る。2025年の見通しは、2024年10月の「世界経済見通し(WEO)」の見通しからほぼ改定されていない。これは主に米国

の上方改定が他の主要国の下方改定を相殺したためだ。世界の総合インフレ率は、2025年に4.2%、2026年に3.5%へと和らぐ予定で、先進国の方が新興市場国や発展途上国よりも早く目標値に戻る見込みである。

世界経済は安定を保っているものの、その基盤の強さは国によって大きく異なる。2024年第3四半期の世界GDP成長率は、アジアと欧州の一部の国で期待外れなデータが発表されたことを受け、2024年10月のWEOの予想を0.1ポイント下回った。中国の成長率は、前年同比で4.7%と、予想を下回った。純輸出の予想を上回ったものの、それは、不動産市場の安定化が遅れ、消費者信頼感が低迷する状態が続く中で、予想以上に早く消費が鈍化したことを部分的にしか相殺しなかった。イン

ドでも、産業活動が予想以上に急激に減速したことで、成長が予想以上に鈍化した。ユーロ圏では、実質所得の回復に伴って消費が持ち直したにもかかわらず、製造業や財の輸出が引き続き弱含んでいることが主な要因で、域内の成長率が引き続き抑制されている(ドイツの伸びは他のユーロ諸国に遅れをとっている)。日本では、一時的な供給混乱により、GDPが小幅に縮小した。一方、米国は、好調な消費に支えられて、第3四半期成長率が前年同期比2.7%となり、顕著に推移した。

2024年の日本経済は、一時停滞感を強めたものの回復基調を維持し、3月にマイナス金利終了、日経平均株価は史上最高値を更新、公示価格上昇率や春闘賃上げ率はバブル期以来の伸びを記録するなど、幅広い分野でインフレ経済の回復が見られ、「デフレからの脱却」を実現した。それでも政府は、デフレに戻る可能性を残すとして

「デフレ脱却宣言」を保留した。ただ、条件に挙げた

①賃金の持続的上昇

②コスト増の販売価格への転嫁

③サービスの含めた物価上昇の拡がり

④安定的な物価上昇予想はいずれもクリアした。景気は年初に大手自動車メーカーの出荷停止などからつまづいた後、年央以降は個人消費の復調や好調なインバウンド需要により回復したが、2024年通年の成長率はマイナスに逆転し、円安や人手不足、海外景気の減速・停滞が逆風となり、デフレギャップを残した。

2025年4月米トランプ政権による関税政策が、世界経済を揺るがす大きなリスクとなっている。すでに中国やメキシコ、カナダに対する関税率が引き上げられているが、今後実施予定の関税政策の中で、世界経済へのとりわけ大きいリスクは「相互関税」である。トランプ政権が計画している相互関税の最大の特徴は、他国・地域のVAT(付

加価値税)を米国に対する関税とみなすことにある。通常、相互関税とは自国と他国の関税率の差を埋めるために導入されるものであり、自国製品にも他国製品にも均一的に賦課される付加価値税は対象とならない。しかし、トランプ政権は他国の付加価値税を非関税障壁の一種のように捉え、米国製品への需要を減少させる一因とみなしている。このような理論のもと、いわば「相互+VAT」関税を導入しようとしている。

「相互+VAT」関税と報復関税により、日本の実質GDPは最大で1.8%程度下押しされるとみられる。米国経済が停滞することとはもちろん、日本の輸出先の約8割を占める米国以外の国・地域の経済活動が停滞することも強く影響している。また、他の政策も含めた「トランプ2.0」全体で見た実質GDPの下押し圧力は最大3.6%程度に拡大する。「相互関税以外の関税政策」はもちろん、「移民政策」等でも米

国経済が下押しされることで、対米輸出の減少などを通じて日本経済に大きな悪影響が及ぶとみられる。

こうしたことから、国益を守るために規制や取締りを強化する「経済安全保障」と呼ぶ概念が出てきており、混乱の中でロシアに対しての制裁執行など様々な規制強化による経済活動は、連鎖の末端に繋がる地域経済を底支えしてきた中小企業に秩序の崩壊を招くことになるなど思わぬ余波となり大きな打撃を受けることとなってしまう懸念がある。

この様に社会情勢が刻々と変化する中で、原油価格の高騰もあり、高止まりしている資材の調達コストと納期遅延等々偏りのある連鎖のリスクに、統廃合、再配置の動きも加速し、見直し等々もある中、地域の零細企業、中小企業は、大きな痛みとなり、合理化を進めるにしても、業務のデジタル化の遅れもあり、人手不足等々も加速し、人的資源に乏しいこともあり、対

応に苦しんでいる。

様々な個人消費も冷え込み、特に、地域に密着する中小零細企業には大きな打撃を与え、地域社会を支える中小企業の基盤に大きな毀損を与えている。地域社会にとって、新たなリスクとなってきた。

行政改革、社会保障制度等々の見直しも含めて、一層、注力していかなければ財政再建への道のりは厳しいものと言わざるを得ず、痛みを伴う道のりではあるが、歩みだすときであり、先送りをしてきた考えは、改めるときであり喫緊の課題であることは言うまでもない。

コロナ下で疲弊した景気の腰折れを防ぎ、消費を喚起するとともに、行政手続の簡素化、人材育成・労働生産性向上等々並びに中小企業の事業継続・事業承継に資する税制措置を整備することが重要な課題となる。雇用を通じて地域経済や財政に大きく貢献し、大企業とは異なる中小企業の特長である多様性並びに柔軟

性を生かし、地域社会を支える中小企業の活性化と持続的な成長、新たな挑戦のために、新たな基点で活発に活動できる事業環境を整備し、中小企業の特長に着眼した税制の実現が必要であると考える。

特に、円滑な事業承継の実現に向けた税制の抜本的な見直しをはじめ、中小企業の特長に着目し、新たな産業構造の構築を目指した成長戦略と一体となった税制の実現を要望する。経営者層の老齢化も進み、技術の伝承、事業承継には、多くの困難を伴っている。

資産の世代間移転が高齢化していることも課題となっている。家族間の相続・贈与等の関連法規を整理し、新たな制度を立ち上げ、資産の早期移転を促す税制の構築が必要と考える。事業承継の推進を図らねば、わが国の産業構造並びに地域社会を支え続けてきた担税基盤が損なわれつつあり、やがて、崩壊の危機に曝されることになる。

地方創生の中でも、新た

な創業支援等々だけでなく、業態を正し、経営革新を行い、事業の再編と第二創業に立ち向かう中小零細企業の承継には新たな支援が必要であり、社会構造の変化に対応したデジタル化の課題もあり、人材育成等を含め、幅広く、手厚く施されるときである。多様な働き方が拡充する中で、働く意欲を阻害せず、公平で中立的な税制を構築していくべきである。

公平・中立かつ簡素な税制に速やかに移行し、毀損している担税基盤強化を図り、努力した人が報われる税制、真面目な納税者が評価され、尊敬される社会をつくるべきである。

2、総論

(1) 行財政改革

厳しい経済状況にあるにもかかわらず、国民には震災復興と社会保障制度の財源確保のためには負担増やむなしとの考え方もあるが、これは国・地方において、ぎりぎりまで行財政改革が行われることを前提と

している。

しかし、行政改革の取組みは極めて不十分であり、遅々として進まず。かえって肥大化しつつある。省庁の権益を確保する縦割り行政の弊害と行政の執行に偏りがあるとの指摘・懸念がでており、官僚により練り返される過剰な付度の横行が見え隠れしている。

特に、新型コロナウイルス対策等々で露呈した官僚組織の脆弱性、官僚組織や政治家の昨今の不祥事で国民からの信頼感が大きく損なわれている。国民の信頼を裏切るような事態に陥っていることは看過できない事案である。

組織防衛を優先し、危機対応を阻むことが散見された我が国の官僚機構は、新たな危機に見舞われる都度、その機能不全をさらけ出している様は何とも情けないものである。グローバル化とデジタル化の進展で変化のスピードが格段に上がった21世紀。20世紀型の官僚機構を引きずったままの日本は置き去りにされるばか

りである。

国民に痛みを求める前に「まず隄より始めよ」の認識のもと、先ず、国会議員及び地方議会議員が約束を守り、実行すべきである。議員及び政党は、今、約束した公約を果たすときであり、そのことによりはじめて国民の代表として、国民の信頼を得ることができ。

なお、以下について直ちに期限を定めて改革を断行するよう求める。

①国・地方における議員定数の削減、歳費の抑制

②国・地方公務員の人員削減、人件費の抑制

③特別会計と独立行政法人などの見直しによる無駄の削減

④民間活力を阻害する各種規制を改廃し、民間にできることは民間に任せ成長につなげる。

⑤既得権益構造に根ざす『官』から『民』への天下り人事等の禁止

(2) 安定した社会保障制度の確立

国、地方を通じて徹底した行政改革の推進を実行し

つつ、国民に安心を与える社会保障制度を確立すべきである。

財源等については、広く国民で負担すべきことであるが、担税力等にも配慮すべきであり、担税基盤を損ねることを危惧する。

先ずは、様々な施策執行においての国民の協力・支持と理解は政府が信頼に値するか否かが鍵となる。信頼を取り戻すには、議員及び官・行政組織が、国民の付託に応え、約束を実行し、改革を断行することにつぎる。

(3) 自然災害に対し強靱な経済社会を構築するための税制措置

頻発化・激震化する自然災害に対して、企業のレジリエンスを確保することは、喫緊の課題であり、事業者の自主的な対策を税制上側面支援することが重要となる。

火災保険等に係る異常危険準備金について、より持続性の高い制度に拡充すべく、適用区分、積立、洗替保証率について、所要の見直しを行うべきである。

3、各論

「法人税関係」について

(1) 定期同額給与の原則の廃止

会社役員に対する報酬が定期同額の原則から外れた支払いが認められないのは不合理であるので、役員給与の損金不算入の原則を改め、定期同額給与の原則を廃止すること。

役員給与の本質は職務執行の対価であるから、恣意性のないものについては損金算入されなければならないと考える。

(2) 法人所得課税

産業の空洞化を防ぎ、かつ国内の雇用確保と域内の経済活性化に資するため、法人課税実効税率の更なる引き下げをできるだけ早い時期に行うこと。

(3) 中小企業の法人税率の軽減

大企業とは環境の異なる中小零細企業であるがゆえ、①現行8百万円の軽減税率適用所得金額を5千万円程度に引き上げ、現在15%（時限的）の軽減税率

を更に一段と引き下げる。

②最高税率も国際競争力強化策として、近隣諸国並みの法人実効税率に引き下げる。

③域内の経済活性化に寄与する中小企業がより一層元氣の出る税制にすべきである。

(4) 冠婚葬祭費等

社会通念上、通常必要とされる冠婚葬祭費等に際して支出する祝金・花輪等は地域に根ざした経済取引環境下にある中小零細企業にとっては広告費的要素が強いので損金算入を認めるべきである。

また、その支出の目的に応じて社会通念上必要と認められる祝金、香典等又は受領者側で益金に計上される事によって二重課税となるものについては、交際費課税の範囲から除外すべきである。

なお、8百万円までの交際費の全額損金算入は、法制化を行い継続した措置となるようにすることが妥当である。

「事業承継関係」について

(5) 相続税

事業継承の意欲と努力した人が報われる事業承継が出来るようにするため、事業承継に関わる事業承継者（相続人）の相続税の軽減措置を講ずること。

特に、事業に使用している土地は事業運営の根幹をなすものであり、承継する相続税の中でも大きな課税となっており、事業承継の推進を図る上で、農業相続人の特例農地並みの評価とすること。

(6) 事業承継税制

欧州主要国では相続税体系は多様なが、事業承継税制を優先させる考え方は一致している。わが国でも中小企業の活性化を目的に「事業用資産を一般資産と区分し、事業用資産の課税を軽減又は免除する」本格的な事業承継税制の創設を求める。

(7) 事業承継時の未上場株式の評価方法について

中小企業の未上場株式の評価方法を見直すべきである。経営権の安定した承継

令和8年度 税制改正に関する提言

のためにも要件を整え、「払い込み金額による評価（旧額面）」とすべきである。

（8）相続・贈与による取得資産の取得価格について

相続人や贈与を受けた者が相続、贈与によって取得した資産（土地・建物・有価証券他）の取得価格は、相続税、贈与税を計算した時点の評価額とすべきである。

「その他」

（9）消費税

軽減税率についても民意を反映し、事務負担増もあり、再度検討する必要がある。

（10）二重課税の廃止

酒税・ガソリン税と消費税等、二重課税は、速やかに廃止すべきである。

（11）個人所得税

累進税率区分や諸控除の見直し、均等割の創設等、個人所得課税を抜本的に見直すべきである。

（12）年金課税の廃止

年金は老後の安定のためのものである。老後の生活保障を自助努力に頼る面は多いが、更に年金に課税さ

れたのでは何のための年金か。年金課税を速やかに廃止すべきである。

（13）少子化対策

晩婚率、未婚率の高さ、及び出生率の低さが少子化の理由だが、現在行われている対策は子育て支援が中心である傾向が強いと思われる。先進各国の良い制度を採り入れ、子育て支援と並行して、晩婚と未婚への対策が必要である。低所得者の未婚率の高さを鑑み、

税制面からも結婚適齢世代が結婚し、子供を産み育てることができると社会づくりと環境づくりが必要である。

（14）印紙税の廃止

現在の経済取引は、事務処理のデジタル化が進み、作成される文書の形式や内容が変化してきている。電子決済、ペーパーレス化等が進み、電子契約等は非課税であることなど、文書課税としての印紙税には不合理・不公平な現象が生じている。

大企業と下請け構造となっている中小零細企業間では発注側と受注側では取

引文書の取扱いにより課税に大きな偏りが生じており、公平・中立性に欠ける。

また、印紙税は、所得、資産の保有、消費のいずれにも該当せず、その点でも特異であり、時代錯誤的な税目となっており、印紙税は廃止すべきである。

中央官庁や地方自治体は電子契約等を推進することによって民間にも広がっていくものと考えられる。

「地方税関係」について

（15）固定資産税の見直し

全国的に地価が下落している実勢から見て、税負担が重い。早期に固定資産税、都市計画税の抜本的な見直しを実現してほしい。

また、時価の算定は収益還元方式を重視して算定を見直すように改めるべきである。

（16）事業所税

①事業所税は固定資産税と二重課税的な性格を有することから廃止を求める。

②中核都市（人口30万人以上）等だけに課税され、課税対象となる基準等が

不公平であるため廃止を求める。

（17）外形標準課税

経済の波をかぶりやすい中小零細企業には大きな負担増となる外形標準課税は資本金1億円以下の企業には課税すべきではない。

「電子申告・電子納税」E-taxとE-TAXについて

（18）電子申告の規格統一

大規模法人の電子申告義務化等の新聞記事が発表されたが、国税職員の事務負担軽減のみを目的に導入を図るのではなく、利用者の事務軽減を図るべく省庁間の垣根を取り払い、国税と地方税を同じシステムで電子申告・納税できるように、e-Taxとe-LITaxの規格統一を検討し、電子申告制度の充実を目指すべきである。

（19）電子申告の利用促進

電子申告・電子納税のさらなる利用促進に向けて、インセンティブとしての法人・個人に対する恒常的な税額控除制度等の創設を求める。



HAKODA GROUP OFFICE

先を見る 先を見せる 総合会計事務所

税理士法人箱田総合会計

法人、個人の税務申告・会計業務全般

有限会社ハコダ先見経営

MAS監査サービス 5カ年計画・単年度計画・予実管理

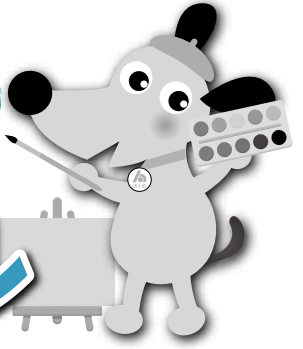
群馬県高崎市新保町163番地

TEL 027-360-5550

URL <https://www.hakoda-group.com/>

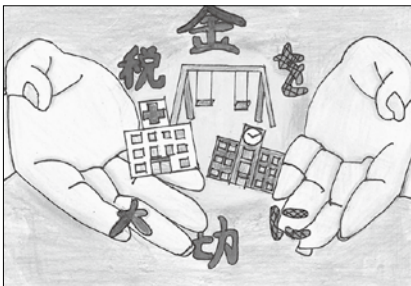
第16回 ぜい かん 税に関する え 絵はがきコンクール

令和6年度 卒業生の作品



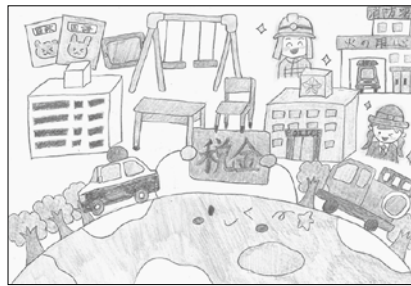
このコンクールは法人会の租税教育活動の一環として、高崎税務署管内の小学6年生を対象に行われ、応募総数1,804点の中から、45点が入賞しました。そのうち、最優秀賞他13点を裏表紙に、優秀賞7点、女性部会賞5点をこの項にてご紹介いたします。

入賞作品は2～3月の確定申告期間中に確定申告会場前にて展示を行い、また、応募いただいた作品は各地の公共施設で展示を行いました。



優秀賞

高崎市立大類小学校
飯 嶋 華奈子さん



優秀賞

高崎市立城東小学校
五十嵐 香 羽さん



優秀賞

高崎市立西小学校
横 田 紬さん



優秀賞

高崎市立金古小学校
石 上 右 京さん



優秀賞

高崎市立大類小学校
新 井 千 咲さん



優秀賞

高崎市立六郷小学校
松 本 紋 佳さん



女性部会賞

渋川市立古巻小学校
都橋みうさん



女性部会賞

高崎市立佐野小学校
得能龍久さん



優秀賞

渋川市立津久田小学校
高野芙優さん



女性部会賞

高崎市立箕輪小学校
戸塚麗維さん



女性部会賞

安中市立西横野小学校
松本美桜さん



女性部会賞

高崎市立国府小学校
橋本愛優希さん

法人会女性部会

いちごプロジェクト



オフィスでも節電にご協力ください

照明

可能な範囲で執務室や店舗エリアの照明を間引きしましょう(節電効果は照明を半分程度間引きした際の数値)。
→節電効果: 約13%

使用していないエリア(会議室、休憩室、廊下等)は、消灯しましょう。
→節電効果: 約3%

温水洗浄便座

使用状況を確認し、夏は便座や水の温度設定を「切」にしたり、長時間使わないトイレはコンセント自体を抜いたりしましょう。

空調

執務室の冷やしすぎに注意し、無理のない範囲で室内温度を上げましょう。※熱中症にご注意ください。
→節電効果: 約4%

日中の日射を避けるために、ブラインド、カーテン、遮熱フィルム、ひさし、すだれを活用しましょう。
→節電効果: 約4%

使用していないエリア(会議室、休憩室、廊下等)は、空調を停止しましょう。
→節電効果: 約2%

OA機器(PC、コピー機)

長時間離れるときは、OA機器の電源を切るか、スタンバイモードにしましょう。

電気ポット

温度設定を見直したり、省エネモードにするなど、設定を確認しましょう。使わないときには、電源をオフにしましょう。

「いちごプロジェクト」とは?

「いちご」のネーミングは、2011年夏の節電目標「15%」に由来しています。いちごは「毎年実をつける多年草」であり「全国各地で広く栽培」されます。そのイメージを、毎年女性部会が全国的に継続して取り組む社会貢献活動に重ねました。

全オフィスで消費電力の1%を節電すると、毎日、家庭約16万世帯が消費する電力と同程度のエネルギーが削減できます。

出典: 経済産業省 省エネポータルサイト

ローリングストック法って？ 南海トラフ巨大地震に備えて

食品ロス問題ジャーナリスト 井出 留美

ローリングストック法（※1）って聞いたことがありますか？ 日持ちのする食品を多めに買って置いて、それを使ったら使った分だけ買い足していき、常に自宅に一定量の食料を備蓄しておく方法です。私は以前、非常袋にレトルトが

ゆを入れておいて、何年もたつてから賞味期限が切れていることに気付いたことがあります。これでは食品ロスになってしまいますね。ローリングストック法は非常袋に入れるのではなく、日常的に使っては備蓄していく方法です。

「フェーズフリー（※2）」という言葉があります。フェーズ（区切り）をなくす、という意味で、日常と非日常の区切りをなくし、

身の回りの物やサービスを、日常時にも非常時にも役立つようにする考え方です。備蓄食品を普段から使っていれば、備蓄が循環するので知らずに期限が切れていることもなくなり、家庭からの食品ロスを減らすことができます。

南海トラフ巨大地震が想定される自治体139市町村を対象に、日本経済新聞社が備蓄状況を調べたところ、6割で主要8品目（※3）のいずれかがゼロだったそうです。私は、自身の誕生日に発生した東日本大震災の食料支援がきっかけで会社を辞めて独立しました。東日本大震災では市役所の倉庫なども被災してしまい、支援物資が行き届かないことがありましたし、

その後に起きた自然災害でも同様のことがありました。自治体で備えることも大切ですが、行政に依存し過ぎず、自分自身が備えることも重要です。

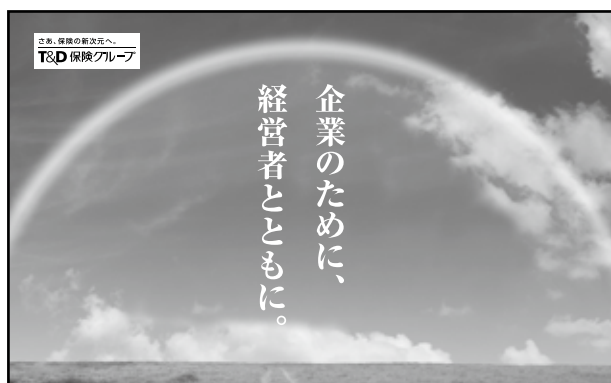
また、自宅や行政だけでなく、企業などの事業者も備蓄は必須です。内閣府は企業に対し、災害時帰宅困難者のガイドラインを策定して「3日分の非常用備蓄用品」を備えることを求めています。事業者で備蓄する場合、量が多いから入れ替えの時は大変ですね。

パンの缶詰で「救缶鳥プロジェクト（※4）」というのをご存じですか？ パンの缶詰を備蓄として買っておき、賞味期限が切れる前に再購入する場合、今まで保管していたものを寄付することができるようなんです。パンの缶詰の製造会社は引き取って、世界の紛争地や国内の被災地などへ運んでくれます。備蓄の寄付を通して、企業・組織の社会貢献活動としてアピールすることもできます。

自宅ではローリングストック法で備え、企業・組織では備蓄の入れ替え時に寄付することで社会貢献。このような防災に取り組んでみるのはいかがでしょうか。

<参考情報>

- ※1：ローリングストックについて（日本気象協会）
<https://tenki.jp/bousai/knowledge/49a23a0.html>
- ※2：フェーズフリーとは（フェーズフリー協会）
<https://phasefree.or.jp/phasefree.html>
- ※3：備蓄の主要8品目
食料、毛布、乳児用粉・液体ミルク、子ども用おむつ、大人用おむつ、携帯・簡易トイレ、トイレ用ペーパー、生理用品
- ※4：救缶鳥プロジェクト（パン・アキモト）
https://www.panakimoto.com/products_kyucancho/



企業のために、
経営者とともに。

大同生命は、「企業保障のエキスパート」として、

今後も「加入者本位」「堅実経営」という創業時からの基本理念を守り、「最高の安心」と「最大の満足」をお届けできる会社であり続けられるよう、経営者のみなさまとともに歩んでまいります。

DAIDO 大同生命保険株式会社

群馬支社/群馬県前橋市南町3-9-5(大同生命前橋ビル4F)
TEL 027-223-5260

女性部会

令和七年度 定時総会を開催

岡田部会長を再任



女性部会は、6月19日（木）、ホテルグランビュール高崎において、多数のご来賓と本会役員、部会員合わせて約70名が出席して定時総会を開催しました。

第1部の総会では、次の議案及び報告事項が承認、報告されました。

○議案第1号

6年度収支決算承認の件

○報告第1号

6年度事業報告

○報告第2号

7年度事業計画及び収支予算

○議案第2号

任期満了に伴う役員改選の件

役員改選では、再任・新任を含め40名の理事と監事3名の就任が承認可決さ



れ、理事の互選により正副部会長が選任されました。部会長に岡田美智子（高崎・再任）、副部会長に佐藤貴江（高崎・再任）、陳美穂（高崎・再任）、須田博子（渋川・再任）、石子恵（安中・再任）、風間まり子（群馬・再任）、堀越弘子（吉井・再任）が選任され、新たに小林匡美（高崎）が副部会長に加わりました。（敬称略）

第2部の交流会は、榛東村を拠点に活動している室内管弦楽団「カメラータ慈音」による音楽会を開催しました。音楽をより深く、より身近に感じることができた贅沢な体験となりました。

第2部の交流会は、榛東

村を拠点に活動している室内管弦楽団「カメラータ慈音」による音楽会を開催し

ました。音楽をより深く、よ

り身近に感じることができ

た贅沢な体験となりました。

青年部会

令和七年度 定時総会

新部会長に金井裕氏を選任

青年部会（遠藤直行部会長）は、6月17日（火）、ホテルメトロポリタン高崎において令和7年度定時総会を開催しました。

総会ではご来賓と部会員他51名が出席し、次の議案が原案どおり承認可決されました。

○議案第1号

6年度収支決算承認の件

○議案第2号

任期満了に伴う役員改選の件

任期満了に伴う役員改選

では、再任・新任含め42名

の理事と3名の監事の就任

が承認可決され、部会長に

金井裕（高崎）、副部会長に

竹内歳雄（高崎）、山田裕樹



金井新部会長



（伊香保）、櫻井誠（安中）、工藤竜二（群馬）の5名を選任しました。

新任役員は理事に有田直

人（高崎）、嶋方耕士（高崎）、

廣瀬一真（高崎）、小笠原利

晃（渋川）、木暮慶和（渋川）、

森田耕司（伊香保）、川島博

（安中）、三木大輔（榛名）、

石井洋平（松井田）、中山雅

之（松井田）、中澤康之（倉

渕）、岡田光正（箕郷）、福

地晋也（税理士会）、監事に

金井卓也（渋川）が就任し

ました。（敬称略）

保険のことなら
なんでもご相談ください！

オンライン相談も承っております

IDA LIFE

公式コンシェルジュ
いだらびっと



Affac
アフラックサービスショップ

安心していただける
保険をご提案いたします。

本店 高崎飯塚店

〒370-0069 群馬県高崎市飯塚町469-2
TEL 027-361-8431 FAX 027-361-8455

前橋支店 前橋駒形店

〒379-2122 群馬県前橋市駒形町1128-1
TEL 027-361-8431 FAX 027-212-2919

【共通フリーダイヤル】

あふらつく い〜な
0120-0269-17

【受付時間】月曜～土曜 9:00～17:00 【定休日】日曜・祝祭日

〈募集代理店〉

株式会社 井田ライフ保険
https://idalife.co.jp



安 中

会員企業紹介

株式会社 クオーレ

代表取締役

三澤 俊之

一、所在地

安中市安中八二一

TEL 〇二七―三八二―九〇〇〇

二、事業概要・会社PR

当社は、昭和57年に花屋で創業し、現在は葬祭業メモリアルホール「クオーレ」や安中市内の国道18号線沿いにて複合商業施設「MISAWAテラス」を運営しております。



「MISAWAテラス」外観

三、経営理念

当社では、社名にあるクオーレ（イタリア語で「心」の意味）のとおり皆様の心を大切にしております、スタッフ一同心を込めて商品やサービスをご提供させていただいております。



0120-878-330 027-382-9000 (代)
安中市 安中811(国道18号線沿、文化センター近く) <http://www.m-cuore.jp/>

箕郷

箕郷地区会総会と

社会貢献活動

去る5月20日（火）、高崎法人会箕郷地区会の第51回通常総会が開催されました。今回の総会により、長年地区会長を務めてくださった柳澤佳雄氏が、定年を伴う任期満了により、惜しまれながらも退任されました。

柳澤氏は、地区会長という役職を20年10期勤め上げただけでなく、地域の社会貢献活動も積極的に行ってきたといえました。地域内の保育園や小中学校、社会福祉施設や学童施設など様々な施設へ「その時」「必要なもの」を寄贈することで、地域との繋がりを強固にしてきました。

昨年度は、箕郷第五保育園の砂場の砂の入れ替えを行いました。保育園への寄贈だと、玩具や本のように形の残る「モノ」を選びがちですが、「本当に必要と



しているモノ」を聞き取り、寄贈させていただきました。先でもお伝えした通り、総会により、地区会長が変更となりました。柳澤前会長の思いを引き継ぎ、今後も社会貢献として地域の施設に「今、必要としているモノ」を寄贈し、地域との繋がりを深めていきたいと思っています。

「生きる」を創る。

Aflac

法人会がん保険制度
法人会医療保険制度



アフラックは、1983年より「法人会福利厚生制度」を受託しています。

あなたの一生に寄りそう保険会社として、約束します。お客様ひとりひとりが創る、自分らしく充実した人生。アフラックは、そのお手伝いをする存在であり続けます。

〈引受保険会社〉

アフラック 群馬支社

法人会フリーダイヤル 0120-876-505

※今後の対応は担当の募集代理店が行います。

子持

空恵寺山門

空恵寺は、渋川市上白井に位置しているお寺です。

空恵寺の創建は平安時代初期の大同元年（806）、最澄が開山したのが始まりと伝えられています。山深い位置にあり、参道わきには、カブトムシが集まる木々があるなど自然豊かな環境の中に建立されています。

鎌倉時代文永7年（1270）当時の上州白井城の城主長尾氏が鎌倉建長寺の禅僧を招き、天台宗から臨済宗へと改宗し白井長尾家歴代の菩提寺としました。

空恵寺の山門は寺伝によると元禄年間（1689～1704年）に建てられたもので、入母屋、銅板葺き（元茅葺）で、八脚楼門、上部の楼閣には高欄を廻し、内部には釈迦如来像と十六羅漢像が安置されています。空恵寺山門は江戸時代中期の桜門建築の遺構と



して貴重なことから昭和30年（1955）に群馬県指定重要文化財に指定されています。

山門は、参道（石の階段）の中腹にあり、石段は苔で覆われているなど風情を楽しみながら自然を満喫できる場所にありますので、皆さんも一度、訪ねてみてはどうですか。

北橘

とうえんさんかんのんどう
東円山観音堂

渋川市北橘町分郷八崎にある東円山観音堂では、様々な文化財と出会うことができます。

市指定重要有形民俗文化財である石像仏群は観音堂の境内にあります。閻魔像・脱衣婆像・庚申塔・馬頭牛頭観世音・念仏供養塔などがあり、近世から近代にかけての民間信仰を知ることのできる貴重な資料です。青銅製の鰐口は明治時代に製作され、直径120cmあり、県内でも群を抜いた大きさです。蓮弁や銘文は鮮明で、当時の高度な製作技術を見ることができま

す。また、指定文化財ではありませんが、観音堂の本尊は、千手観世音菩薩です。菩



薩像は、永承4年（1049年）に順永法師が安置したもので、行基僧正の作と伝えられています。西勢多三十三か所の霊場九番札所として知られ、長尾憲景や上杉謙信の信仰もあつたと伝えられています。

渋川市北橘地域へお越しの際には、足を運んでみてはいかがでしょうか。

経営を取り巻く様々なリスクから企業を守る!



Business Guard

AIG損害保険株式会社 群馬支店
TEL. 027-223-5771

政府労災の上乗せ補償

ハイパー任意労災
(業務災害総合保険)

火災と地震災害に備える
**プロパティガード
+ 企業地震保険**
(企業財産保険 財物損害補償特約等)

企業向け第三者賠償責任保険

オールスターズ

ALL STARS
(事業賠償・費用総合保険)

個人情報の漏えい事故対策

情報漏えいガード
(個人情報漏洩保険)

22-073003

税理士会

参院選の結果を受けて、

消費税議論の行方は

関東信越税理士会 高崎支部 税理士 山口 寿隆

法人会、だより、195号
 がお手元に届くころは、先
 に行われた参院選（7月20
 日）の事も、少々過去のも
 のになっているかもしれま
 せん。先の選挙での最大の
 争点は、物価高対策と、そ
 の対策としての給付金、消
 費税の廃止、食料品の0%
 課税等々その対応は分かれ
 ますが、消費税に関するも
 のでした。今回は、税理士
 の視点から、消費税議論に
 ついて、その将来像も含め
 てお話しいたします。

1. 現状認識

消費税は、現在一般会計
 において、最大の税収を確
 保する基幹税です。

2025年一般会計予算
 では、税収見込みは、消費
 税24・9兆円、所得税22・
 6兆円、法人税19・2兆円
 です。ちなみに、新規国債
 （借入金）の新規発行は、
 28・6兆円です。

消費税は、インボイス制

度（令和5年10月1日）
 導入後、現在2割特例が適
 用されていますが、令和8
 年分の申告（令和9年3月
 15日）で終了します。2割
 特例終了後は、本則課税か、
 簡易課税を選択することに
 なるため、令和9年分から
 消費税収はさらに増加する
 こととなります。

2. 消費税の逆進性とは

消費税の利点として、世
 代間公平があります。これ
 は、勤労世代だけでなく、
 広く社会の構成員が税負担
 を分かち合うことができる
 ものです。

しかし、大きな欠点があ
 ります。それは、消費税の
 逆進性です。これは、消費
 税に対しては、高所得者も低
 所得者も同じ割合（8%・
 10%）の税負担、つまり消
 費に対しては比例税です
 が、低所得者の方が、高所
 得者に比べて所得に対する
 消費に回す割合が高くなる

（消費性向が高い）ため、
 所得全体に対する消費税の
 負担率は、低所得者ほど高
 くなることです。

3. 給付付き

税額控除での対応

消費税の軽減税率は、食
 料品等の生活必需品に本則
 の10%ではなく、8%の軽
 減税率を適用することであ
 り、これは内容理解は問題
 ないと思います。

しかし、給付付き税額控
 除は、馴染みが薄いため、
 端的に説明すると、「マイ
 ナスの所得税を給付」する
 考え方です。例えば、所得
 税0で給付付き税額控除1
 50,000の場合、差引
 所得税額は0・1150,0
 00・1150,000で、
 現在は、給付は無いが、給
 付付き税額控除では、11
 50,000は給付される
 こととなります。

この考え方は、令和6年
 に実施された、定額減税に

において、定額減税不足額給
 付金で実施されています。

4. 消費税逆進性対策

給付付き税額控除

消費税逆進性対策型給付
 付き税額控除は、1991
 年よりカナダで導入されて
 います。目的は、逆進性対
 策です。紙面の都合上、そ
 の概要は、消費税の逆進性
 対策としての給付を、所得
 税の確定申告により行っ
 ています。給付額は、夫婦、
 子供2人世帯で、1,06
 6カナダドル（698+1
 84×2人）1カナダドル
 ≒106円換算で、112,
 996円です。この制度
 は、導入後34年を経過して
 いるが、現在継続されてい
 ます。

5. おわりに

今後、消費税の議論が本
 格化すると思われます。

給付付き税額控除導入に
 は、納税者番号制度（マイ
 ナンバーカード）が必要不
 可欠ですが、平成28年導入
 後10年が経過し、様々な場
 面で活用されるようになって
 きた現在、導入議論が本格化
 することになるでしょう。
 議論の際は、この内容も一
 読していただき、給付付き
 税額控除の理解につながれ
 ば幸いです。

税理士はあなたと企業のパートナー

事業発展のお手伝いをします。
 地域社会に貢献します。 秘密を守ります。



関東信越税理士会高崎支部

インターネットで簡単! 地方税を一括手続!

eLTAX

自宅で!

オフィスで!

地方税ポータルシステム

それぞれの都道府県・市区町村に行う必要がある地方税の手続(申告・申請・納付など)も、eLTAXを利用すれば複数の都道府県・市区町村に一括手続できます。地方税の手続は、ぜひ、簡単・便利な eLTAX をご利用ください。

詳しくは eLTAX ホームページをご覧ください。

▶ <https://www.eltax.lta.go.jp/>

1 インターネットで手続



2 eLTAXで受付



3 都道府県・市区町村へ配信



ご利用の流れ

STEP 1

利用届出

eLTAXのホームページから利用届出(新規)を提出してください。

STEP 2

利用者ID、暗証番号の取得

利用者ID、暗証番号が発行されeLTAXにログインできるようになります。

STEP 3

eLTAX対応ソフトウェアの取得

地方税共同機構が提供するeLTAX対応ソフトウェアはPCdesk(ピーシーデスク)です。PCdeskは、eLTAXホームページから無償で取得できます。税務会計ソフトウェアを使用する場合は「eLTAX対応」のものを使用してください。

STEP 4

A 電子申告

B 電子申請・届出

C 電子納付

A 電子申告

PCdeskなどのeLTAX対応ソフトウェアから申告書を作成・送信できます。複数の提出先へ電子申告する場合は、利用届出(変更)を行って提出先を追加します。

利用可能な税目

- 法人都道府県民税 ■法人事業税 ■事業所税
- 特別法人事業税(地方法人特別税)
- 法人市町村民税 ■固定資産税(償却資産、大規模償却資産)
- 個人住民税(給与支払報告書等や特別徴収関連手続)

C 電子納付

PCdeskなどのeLTAX対応ソフトウェアから納付情報の発行依頼を行い、クレジットカード、ダイレクト納付(口座振替)、インターネットバンキング及びATMなどから税金を納付することができます。

利用可能な手続

- 申告手続に関連した納付手続

※地方団体から届く納付書で納付するものを除く

都道府県・市区町村ごとの提供サービスについてはeLTAXホームページでご確認ください。

B 電子申請・届出

eLTAXで電子申告に関連した申請・届出を行うことができます。電子証明書があれば、利用者IDがなくても利用できます。ただし、代理人の場合は利用者IDが必要です。

利用可能な手続

- 法人設立届出や異動届出等
- 申告手続に関連した申請・届出

エル キューアル
eL-QR[®] 付き納付書なら
地方税お支払サイトや
スマホ決済アプリから
地方税を簡単・便利に納付できます!

- スマホやパソコンでも納付できます。
- 24時間365日納付できます。(メンテナンス時間を除く)
- 地方税お支払サイトでは以下の納付方法が選べます。
 - ・クレジットカード
 - ・インターネットバンキング
 - ・ダイレクト納付(口座振替)(※)
- (※)事前にeLTAXの利用者登録/口座情報登録が必要です。
- スマホ決済アプリからも納付できます。
 - ・各社の決済アプリで直接eL-QRを読み取ってください。

納付方法や対応するスマホ決済アプリなどについては地方税お支払サイトをご覧ください。

▶ <https://www.payment.eltax.lta.go.jp/>

地方税お支払サイト 🔍



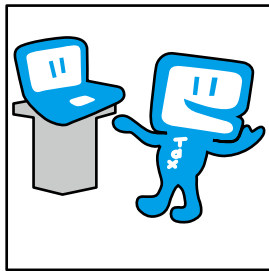
源泉所得税のキャッシュレス納付体験コーナーを開設しました



源泉所得税の
キャッシュレス
納付体験コー
ナーはこちら

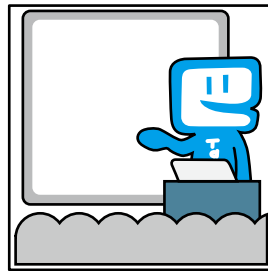
源泉所得税のキャッシュレス納付体験コーナーとは、e-Taxソフト(WEB版)と同様の画面操作を用いて、給与所得・退職所得等の所得税徴収高計算書(一般用及び納期特例用)及び報酬・料金等の所得税徴収高計算書について、作成・送信・キャッシュレス納付手続(ダイレクト納付・インターネットバンキング)の一連の流れを体験することができるツールです。

次のような場面に活用できます



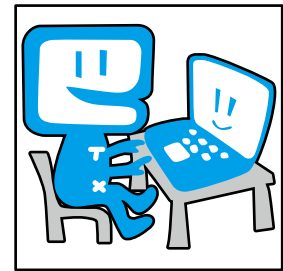
利用勧奨

納税者へのe-Taxによるキャッシュレス納付の利用勧奨に活用できます。
e-Taxの利便性や操作性を、デモ操作により利用勧奨することで、実利用につながりやすくなります。



職員研修

e-Taxの利用勧奨に従事する方の研修資料に活用できます。
e-Taxの手続きを行う際の画面遷移や入力箇所を、具体的に何度でも体験・理解することができます。



補助マニュアル

実際にe-Taxを操作する際の補助マニュアルに活用できます。
デモ操作の画面を確認しながら、実際のe-Taxの操作を行うことができます。

電子納税証明書(PDF)の請求から受取まで新たにスマホでもできるようになりました!

- ✔ **メリット01** 税務署窓口に行く必要がなく、**請求から受取まで非対面**でできます!
- ✔ **メリット02** **手数料がオトク!** (1税目1年度あたり370円)
※書面での請求の場合は、1税目1年度1枚あたり400円
- ✔ **メリット03** 期限内であれば、書面として**何枚でも**印刷してお使いいただけます!
※コンビニエンスストアの印刷サービスを利用する場合には、別途手数料がかかります。
- ✔ **メリット04** 期限内であれば、ダウンロードした電子データは**何度でも**お使いいただけます!



..... 簡単な3ステップ 請求から受取までの流れ

① 自宅やオフィスで請求

e-Taxホームページからログイン
「納税証明書の交付請求(電子交付用)」
を選択

iPhoneの方はこちらからログイン



<https://www.e-tax.nta.go.jp/sp/index2.html>

Androidの方はこちらからログイン

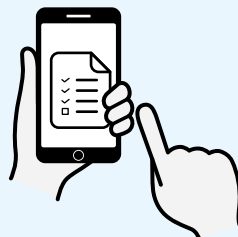


<https://www.e-tax.nta.go.jp/sp/index3.html>



② 電子申請

納税証明書の請求データを作成
マイナンバーカードを読み込んで
電子署名を付与



③ 電子発行・受取

メッセージボックスに手数料の案内が
格納されます。インターネットバンキ
ングで手数料納付後、納税証明書データ
をダウンロードできるようになります



留意点

ご利用に当たっては、納税者本人(法人の場合は代表者本人)のマイナンバーカードが必要です。

スマホを利用した電子納税証明書(PDF)の請求は、本人(法人の場合は代表者本人)のみ行うことができます。
代理人の方はお手持ちのパソコンから請求してください。

詳しい
手続きは
こちらから▶



読み取れない場合はこちらから
<https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nozei-shomei/01.htm>

新会員・部会員紹介

①法人名 ②代表者・部会員名 ③所在地 ④業種

女性－榛名	榛東	渋川	高崎
① 芹澤建設(株) ② 芹 澤 由紀子 ③ 高崎市本郷町 ④ 一般土木建築工事業	① (株)牧口鉄工所 ② 牧 口 裕 次 ③ 北群馬郡榛東村山子田 ④ 製造業	① (株)アイデン ② 飯 塚 大 史 ③ 渋川市金井 ④ 電気工事業	① エフピー実業(株) ② 李 春 峰 ③ 高崎市問屋町西 ④ 実装消耗品製造販売
女性－榛名	北橋	渋川	高崎
① (株)みなとや ② 田 中 美 香 ③ 高崎市下室田町 ④ 書籍・雑誌小売業	① (株)創真 ② 高 橋 智 ③ 渋川市北橋町下箱田 ④ 建設業	① 山口税理士事務所 ② 山 口 寿 隆 ③ 渋川市有馬 ④ 税理士業	① 銀座屋 藤岡店 ② 永 井 勤 ③ 藤岡市本郷 ④ 買取業
女性－箕郷	赤城	安中	高崎
① アヅマ自動車(株) ② 東 敏 子 ③ 高崎市箕郷町矢原 ④ 自動車販売・整備	① (有)鳥山自動車整備工場 ② 鳥 山 和 夫 ③ 渋川市赤城町勝保沢 ④ 自動車整備業	① (資) 齋藤工務店 ② 齋 藤 淳 也 ③ 安中市板鼻 ④ 建築業	① (有)久保田工務店 ② 久保田 光 一 ③ 高崎市行力町 ④ 建設業
女性－箕郷		群馬	高崎
① (株)高崎工業 ② 新 田 幸 子 ③ 高崎市箕郷町生原 ④ 家具製造業		① 櫻澤塗装 ② 櫻 澤 正 人 ③ 高崎市井出町 ④ 塗装業	① (株)トステック ② 山 森 雄 介 ③ 前橋市日吉町 ④ 配電盤・電力制御装置製造業
	女性－高崎	榛名	高崎
	① 国際警備(株) ② 大 嶋 淳 美 ③ 高崎市江木町 ④ 警備業	① フォーユーブレイン(株) ② 逸 見 孝 志 ③ 高崎市柴崎町 ④ 保険代理業	① (株)ライジングテック ② 品 田 雄 二 ③ 高崎市上大類町 ④ 建設業
青年－高崎	女性－榛名	箕郷	
① (株)ナガイ ② 金 井 優 樹 ③ 高崎市江木町 ④ 車検・自動車整備・修理・販売	① サンエス工業(株) ② 清 水 葉 子 ③ 高崎市下室田町 ④ 製造業	① アヅマ自動車(株) ② 東 誠 敬 ③ 高崎市箕郷町矢原 ④ 自動車販売・整備	
会社名、住所、代表者、資本金等に変更がございましたら、事務局へご一報ください。			
問い合わせ先 (一社) 高崎法人会 事務局 〒370-0006 高崎市問屋町2-7-8 506号 電話 027-363-4526 F A X 027-363-4576			

今後の税務説明会の予定

令和7年度下期「決算税務説明会」日程表

10月16日 (木)	14:00～16:00	安中市文化センター (安中・松井田)
10月23日 (木)	14:00～16:00	群馬商工会館 (群馬ブロック)
10月28日 (火)	14:00～16:00	渋川市・金島ふれあいセンター (渋川、伊香保、子持、北橋、赤城)
11月12日 (水)	14:00～16:00	榛名商工会館 (榛名、倉渕)
11月19日 (水)	14:00～16:00	高崎市総合福祉センター (高崎、新町)
11月27日 (木)	14:00～16:00	吉井商工会館 (吉井)
1月16日 (金)	14:00～16:00	高崎市総合福祉センター (高崎、新町)
3月17日 (火)	14:00～16:00	高崎市総合福祉センター (高崎、新町)

令和7年度下期「新規設立法人説明会」日程表

12月3日 (水)	14:00～16:00	高崎市総合福祉センター
-----------	-------------	-------------

表紙説明

創造の森キャンプ場

ーそれは、まさに息を飲む絶景。

榛東村には、榛東村役場から4km、榛名山麓の森の中に広がる『創造の森キャンプ場』があります。

高崎市や前橋市街地、関東平野を一望することができます。天気の良い日には、きらめく街並みの美しい夜景を楽しむことができます。

場内には、1日1組限定のバーベキューハウスや遊歩道、幼児・小学生専用のスライダーコース等もあります。

近年では、アニメ化した人気キャンプ漫画にも取り上げられる、県内外問わず、多くのキャンパー達が訪れています。

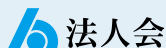
今年度の営業は11月23日(日)までとなっております、ご利用にはキャンプ場公式サイトでの予約が必要です。

所在地：北群馬郡榛東村上野原2ー1

お問合せ先：榛東村役場産業振興課
(直通0279-26-2559)

URL: <https://www.vill.shinto.gunma.jp/sou-zounomori/>

(榛東地区会)



消費税期限内納付

推進運動

高崎税務署管内3市2町村・高崎法人会16地区会



法人だより第195号

令和7年9月10日発行(年3回4・9・1月10日発行)

〈発行所〉一般社団法人 高崎法人会

〒370-0006

高崎市問屋町2-7-8 高崎商工会議所ビル506号

TEL:027(363)4526 FAX:027(363)4576

E-mail: office@takasaki-hojinkai.com

U R L: <http://www.takasaki-hojinkai.com/>

〈企画・編集〉広報委員会:委員長 内藤 賢治

〈編集・印刷〉荒瀬印刷株式会社

厚生委員会からのお知らせ

企業の安定した経営のために

法人会の福利厚生制度は
企業の皆様が安心して経営に取り組めるよう
病気、事故、労災等に備えた保障制度です

もしものときの企業防衛に……

経営者大型総合保障制度

【大同生命保険㈱・A I G 損害保険㈱】



万一の労災事故に備えて……

アットワーク ハイパー任意労災

【A I G 損害保険㈱】

がんや病気などの治療に備えて……

新生きるためのがん保険Daysと 医療保険新Ever

【アフラック】



貸し倒れや与信管理に……

中小企業向け貸倒保障制度

【三井住友海上火災保険㈱】

会社の発展のため、
法人会の福利厚生制度を上手くご活用いただければ幸いです。

※法人会の福利厚生制度は、専門の保険会社に委託しています。

お問い合わせ先

高崎法人会 事務局 ☎027-363-4526

企業の税務コンプライアンス向上のために

自主点検チェックシートを ご活用ください。

企業を成長させるためには、内部統制面の強化や
経理面の質を向上させることも重要な要素です。

法人会では、コンプライアンス向上のための「自
主点検」を簡単にできるようにするため、「自主点
検チェックシート」を作成しました。

各種税務研修会等で配布いたしておりますので、
会員企業の皆様、自社の成長、税務リスクの軽減の
ために、是非ご活用ください。

第16回

せい かん 税に関する え はがきコンクール

令和6年度
卒業生の作品



松井 優実 さん

【最優秀賞】

高崎市立南八幡小学校



鈴木 彩心 さん

【関東信越税理士会

高崎市立金古小学校

高崎支部長賞】



松岡 咲幸 さん

【高崎税務署長賞】

吉岡町立駒寄小学校



武藤 由奈 さん

【高崎市長賞】

高崎市立大類小学校



八木橋 滯 さん

【吉岡町長賞】

吉岡町立明治小学校



山口 華歩 さん

【安中市長賞】

安中市立安中小学校



高橋 奈央 さん

【渋川市長賞】

渋川市立橘小学校



岡部 環奈 さん

【上毛新聞社賞】

高崎市立入野小学校



栗原 凜 さん

【高崎市議会議員賞】

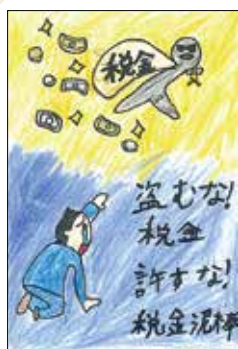
高崎市立国府小学校



加藤 柊華 さん

【榛東村長賞】

榛東村立南小学校



萩原 昂佑 さん

【高崎法人会 青年部会長賞】

高崎市立里見小学校



関上 凜咲 さん

【高崎法人会 高崎法人会長賞】

高崎市立国府小学校



佐野 美蘭 さん

【高崎法人会 女性部会長賞】

高崎市立乗附小学校

※優秀賞はP11～12に掲載しています。